

公営企業会計の概要

1 公営企業会計への移行

○社会情勢、経営環境の変化

- 少子高齢化に伴う人口減少
- 施設の整備から施設の維持更新への移行 など

○簡易水道事業の将来的な課題

- 料金収入の減少
- 施設設備の老朽化による更新費用の増大
- 将来にわたり安定的なサービスの提供



○公営企業会計へ移行が必要

- 経営状況の的確な把握:固定資産台帳の整備及び複式簿記の導入により、経営成績や財政状況の的確な把握が可能
- 経営健全化:類似団体との比較や自らの状況分析により、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが可能

2 官庁会計と公営企業会計の比較

会計方式	経理方法	種別	作成書類
官庁会計	現金主義※1 単式簿記	一般会計 特別会計	予算書、決算書、事項別明細書等の説明資料
公営企業会計	発生主義※2 複式簿記	簡易水道事業会計 下水道事業会計	予算書、決算書、貸借対照表、損益計算書等の財務諸表

※1 現金主義 … 現金の収入及び支出に基づき記帳

※2 発生主義 … 経済活動の発生事実に基づき、発生の都度記帳

3 経営の基本原則(官庁会計、公営企業会計いずれの場合も同様)

地方公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営し、独立採算が原則であり必要な経費は、利用者に支払っていただく料金により賄います。

一方で、本来一般会計が実施すべき事業や、政策的に実施される事業など、料金によって賄うことが適さない経費については、一般会計が負担することになります。この一般会計が負担する経費は「地方公営企業繰出金について(総務省通知)」で、毎年度、基本的な考え方が示されます。

4 会計の原則

公営企業会計の収支は、収益的収支と資本的収支に区分します。(下記イメージ図を参照)

○収益的収支(3条予算)：維持管理経費

収入：水道料金、一般会計負担金、長期前受金戻入 など

支出：水道施設の運転管理及び維持補修等の費用、企業債の利息、減価償却費など

○資本的収支(4条予算)：資産取得経費

収入：企業債、一般会計負担金、一般会計補助金、国県補助金、加入者分担金 など

支出：水道施設の建設改良費、企業債の元金 など

○留意点

収益的収支には、現金収支が伴わない、収入(長期前受金戻入)、支出(減価償却費)があります。

資本的収入が資本的支出に対して不足する額は、損益勘定留保資金などで補てんします。

【イメージ図】

